

市民の皆様へ

～ 新型コロナウイルス感染症 緊急事態等の終了について ～

全国的に感染者数の急速な減少が続いており、療養者数や重症者数も着実に減少していることから、国は、昨日9月30日をもって、「新型コロナウイルス感染症緊急事態」及び「まん延防止等重点措置」を解除しました。

これを受けて岩手県においても、各地域への往来自粛要請を解除しました。

ただし、直近一週間の対人口10万人あたりの新規感染者が15人以上となっている東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、沖縄県との往来については、慎重に判断するよう呼びかけております。

釜石保健所管内においても、他の地域と比べ感染が拡大していない状況であります。

これはひとえに、日頃から市民の皆様一人ひとりが感染防止対策を強く意識され、実践していただいた成果と深く感謝申し上げます。

しかしながら、これから換気の徹底が難しくなる寒い季節を迎え、新たな変異株の出現などにより、第6波となる感染拡大も考えられますので、引き続き十分に警戒する必要があります。

市民の皆様におかれましては、引き続き、基本的な感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急事態」及び「まん延防止等重点措置」の終了に伴い、市の施設利用については、通常利用となりますが、感染状況によっては、利用を一部制限させていただく場合もありますので、あらかじめご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年10月1日

釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 釜石市長 野田 武 則